

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年3月19日

【計算期間】 第20期（自平成20年6月21日 至平成20年12月22日）

【ファンド名】 ピクテ・ヨーロッパ・オープン

【発行者名】 ピクテ投信投資顧問株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 岡崎 義晴

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目2番1号

【事務連絡者氏名】 佐藤 直紀

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目2番1号

【電話番号】 03-3212-3411

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドは、信託財産の成長を図ることを目標として積極的な運用を行います。
信託金の限度額は1,000億円です。

ファンドの商品分類は、追加型投信 / 海外 / 株式です。
社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づきます。

商品分類表(ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。)

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合
追加型投信	海外	
	内外	

属性区分表(ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (株式)) 資産複合	年1回 年2回 年4回 年6回(隔月) 年12回(毎月) 日々 その他	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング	ファミリー ファン ファンド ・オブ・ ファンズ	あり なし

<ファンドが該当する商品分類の定義>

商品分類	定義
単位型・追加型	追加型投信
投資対象地域	海外
投資対象資産 (収益の源泉)	株式
	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

<ファンドが該当する属性区分の定義>

属性区分	定義
投資対象資産	その他資産 (投資信託証券 (株式))
決算頻度	年2回
投資対象地域	欧州
投資形態	ファミリー ファン
	目論見書または投資信託約款において、株式、債券および不動産投信以外の資産(ファミリーファンド方式による投資信託証券)を通じて、主として株式に投資する旨の記載があるものをいいます。
	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズ)のみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。

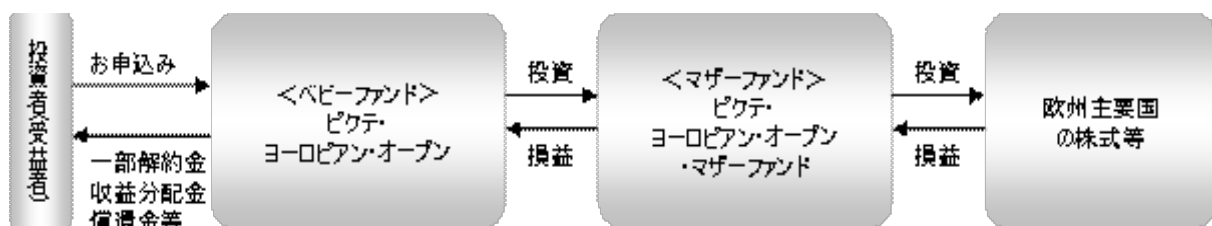
為替ヘッジ	なし	目論見書または投資信託約款において、原則として為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
-------	----	--

ファンドは、マザーファンド受益証券(投資信託証券)への投資を通じて、株式を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産は異なります。

(注)ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のインターネット・ホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)で閲覧できます。

ピクテ・ヨーロピアン・オープン・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券を主要投資対象とします。なお、直接株式に投資を行う場合があります。

ファミリーファンド方式で運用を行います。(下記図をご参照ください。)



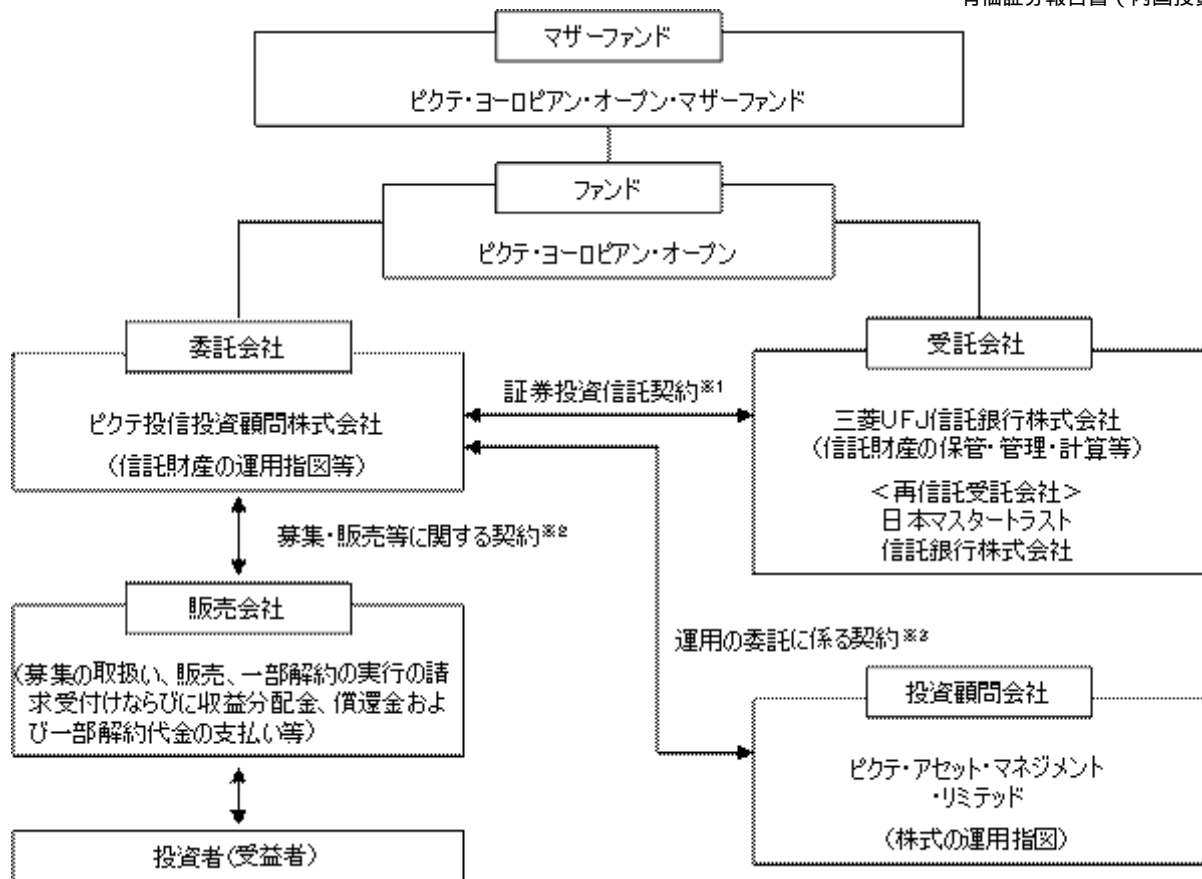
ファミリーファンド方式とは、投資者から投資された資金をまとめてベビーファンド(ファンド)とし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。

<ファンドおよびマザーファンドの銘柄選択のプロセス>

1. 欧州の株式市場上場銘柄から、時価総額、利益成長性などを考慮して、投資対象銘柄を絞り込みます。
 2. 企業訪問を通じ、ピクテ・グループの調査能力を活用、成長性のある割安銘柄を独自に選別します。
 3. マクロ経済の状況、ポートフォリオのリスク特性値等も参照し、各業種のビジネス環境等を踏まえ、各企業の将来収益期待から割安銘柄を選別しポートフォリオを構築します。
- 銘柄選択のプロセスは、変更される場合があります。

(2)【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人



- 1 ファンドの投資対象・投資制限、委託会社・受託会社・受益者の権利義務関係等が規定されています。
- 2 販売会社が行う募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払い等について規定されています。
- 3 委託会社が委託する運用の指図に係る業務の内容、運用の委託先の注意義務、法令等に違反した場合の委託の中止、変更等について規定しています。

委託会社の概況(平成21年1月末日現在)

- ・資本金：2億円
- ・沿革 昭和56年 ピクテ銀行東京駐在員事務所開設
昭和61年 ピクテジャパン株式会社設立
昭和62年 投資顧問業の登録、投資一任業務の認可取得
平成9年 ピクテ投信投資顧問株式会社に社名変更
平成9年 投資信託委託業務の免許取得
現在に至る
- ・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	所有株式比率
ピクテ・アジア・プライベート・リミテッド	シンガポール共和国 シンガポール #11-00 PWCビル 8 クロス ストリート	800株	100%

(参考) - ピクテ・グループとは -

ピクテ・グループの中核である「ピクテ銀行」は、スイス・ジュネーブで1805年の創業以来2世紀にわたり資産運用専門銀行(プライベート・バンク)として、世界中の投資者から厚い信頼を得ています。

「ピクテ投信投資顧問株式会社」は、「ピクテ銀行」の伝統ある運用サービスを日本の投資者に提供すべく日本法人として設立され、日本の投資者のニーズに合った資産運用業務を行っています。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a 基本方針

ファンドは、信託財産の成長を図ることを目標として積極的な運用を行います。

b 投資態度

マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目標として積極的な運用を行います。

マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として欧州の主要国の株式に投資します。

M S C I (モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル)欧州株価指数(円ベース)をベンチマークとします。

(注) M S C I 欧州株価指数は、M S C I (モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル)が開発した指数で、欧州主要国の株価指数を、各国の時価総額をベースに合成したものです。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はM S C I に帰属します。またM S C I は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことができます。

<マザーファンドの投資態度>

欧州主要国の株式を主要投資対象としますが、運用資産が少額の場合は、先物取引等を活用することがあります。

株式への投資にあたっては、独自の調査に基づき、トップダウンによるセクター配分とボトムアップ方式の銘柄選別を組み合わせてポートフォリオを作成します。

M S C I 欧州株価指数(円ベース)をベンチマークとします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。

なお、資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第25条、第26条および第27条に定めるものに限り、)

ハ. 金銭債権(イ、ロおよび二に掲げるものに該当する場合を除きます。以下同じ。)

ニ. 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)と類似の取引に係る権利

ロ. 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社(委託会社から運用の指図に係る権限の委託を受けたものを含みます。以下関連する限度において同じ。)は、信託金を、主として、ピクテ投信投資顧問株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたマザーファンドであるピクテ・ヨーロピアン・オープン・マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)

6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

す。)

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 9. 特定目的会社に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から11. までの証券または証書の性質を有するもの
 13. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り、)
 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、)
 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 21. 貸付債権信託証券であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で21. の有価証券の性質を有するもの
- なお、1. の証券または証書、12. ならびに17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券および12. ならびに17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. の証券および14. のものを以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

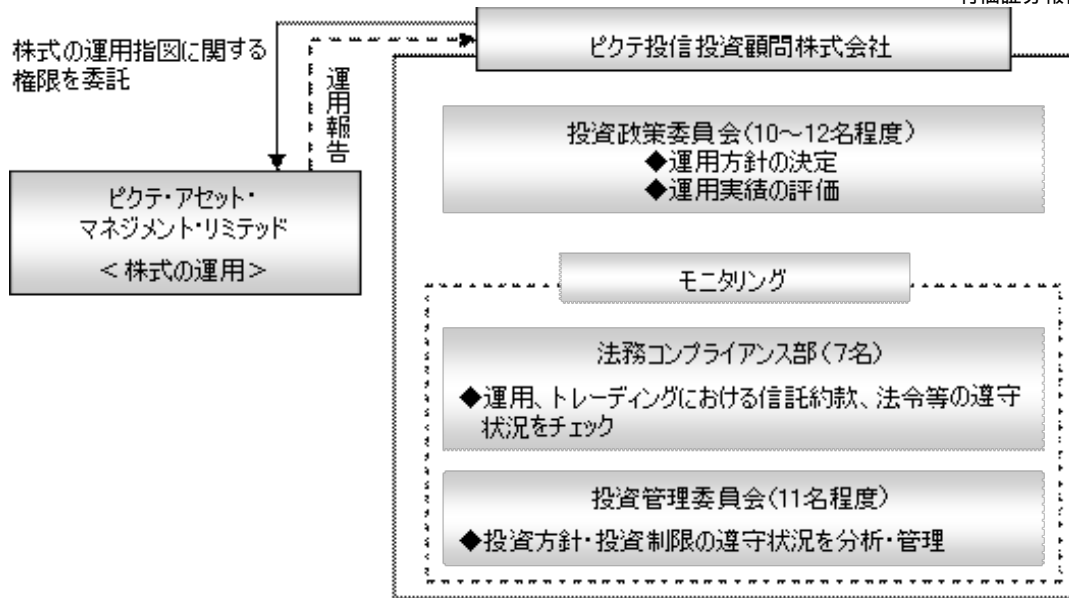
委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの

その他

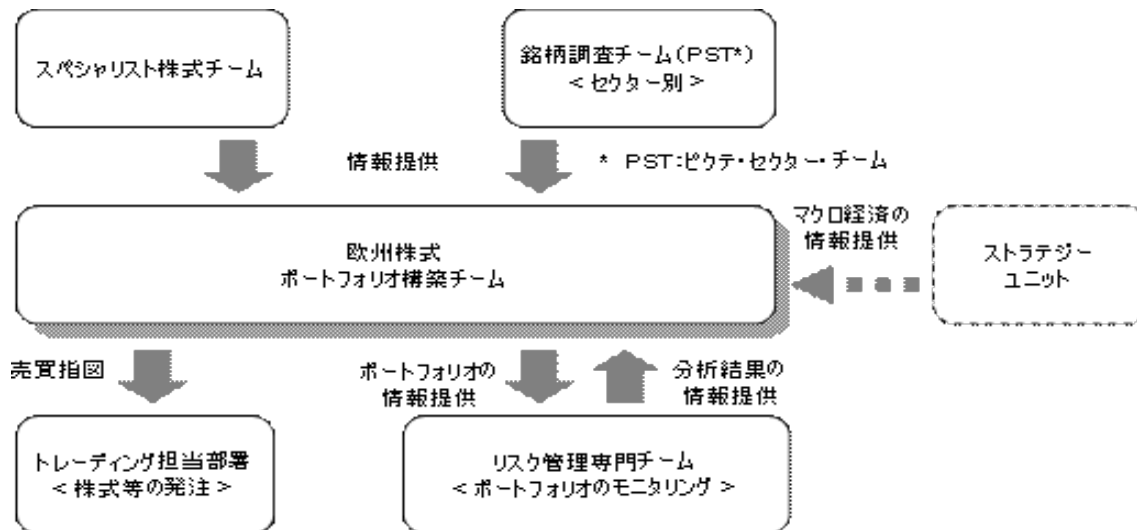
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。
2. 委託会社は、有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。
3. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
4. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
5. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図をすることができます。
6. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。
7. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。
8. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(3) 【運用体制】



- ・運用にあたっては、株式の運用指図の権限を「ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド」へ委託します。
- ・投資政策委員会(10～12名程度)にて、投資政策の基本方針が決定されます。
- ・モニタリングに関しては、法務コンプライアンス部(7名)において、運用、トレーディングにおける信託約款、法令諸規則等およびインターナルガイドラインの遵守状況がチェックされ、また、委託会社の内部統制状況全般の検証・評価を行い、必要に応じて、関連部署に指示が出されます。また、投資管理委員会(11名程度)にて、投資方針・投資制限の遵守状況が分析・管理され、必要に応じて、関連部署に指示が出されます。
- ・委託会社においては、運用方針に関する社内規則、運用担当者に関する社内規則およびトレーディングに関する社内規則などの他、インサイダー取引防止に関する規則等を定め、運用が行われております。
- ・運用の委託先に対しては、適宜運用状況の報告を求め、また法務コンプライアンス部において、運用のガイドラインに基づいた運用がなされているかを確認します。
- ・受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っており、また受託会社としての事務遂行力が適宜モニタリングされます。

「ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド」の欧州株式の運用体制は、次の通りです。



運用体制は、平成21年1月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

(4)【分配方針】

1. 毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子等収益と売買益(評価益を含みます。)の全額とします。

分配金額は、每期、基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

2. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

配当金、利子、貸付有価証券に係る品賃料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
3. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
4. ファンドの決算日
毎年6月、12月の各20日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。
5. 収益分配金のお支払い
収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。
時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。
「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

1. 株式への実質投資割合(信託約款「運用の基本方針」)
制限を設けません。
2. 投資する株式等の範囲(信託約款第22条)
委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとし、
3. 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合(信託約款第20条第4項)
取得時において信託財産の純資産総額の20%を超えることとなる投資の指図をしません。
4. 投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合(信託約款第20条第5項)
信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。
5. 同一銘柄の株式への実質投資割合(信託約款第23条第1項)
取得時において信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。
6. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合(信託約款第23条第2項)
信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。
7. 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含めます。)への実質投資割合(信託約款第28条)
信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。
8. 外貨建資産への実質投資割合(信託約款「運用の基本方針」)
制限を設けません。
9. 有価証券先物取引等の運用指図・目的・範囲(信託約款第25条)
委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)、および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)
)先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

)先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」1.から4.に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

)コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本9.で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

)先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。

)先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

)コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本9.で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

)先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに信託約款第20条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

)先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」1.から4.に掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額、以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

)コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本9.で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

10. スワップ取引の運用範囲(信託約款第26条)

スワップ取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

11. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(信託約款第27条)

金利先渡取引および為替先渡取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

12. 信用取引の指図範囲(信託約款第24条)

信用取引による株券の売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

13. 有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款第29条)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

)株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

14. 資金の借入れ(信託約款第41条)

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金ならびに有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

15. 同一法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式の発行済総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

16. デリバティブ取引に係る投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第8号)

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

ファンドの投資に当たりましては、以下のようなファンドの運用に関わるリスク等に十分ご留意ください。

ファンドは、実質的に株式等に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動等(外国証券には為替変動リスクもあります。)により変動し、下落する場合があります。したがって、投資者の皆様の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、収益や投資利回り等も未確定です。

ファンドの主なリスクは以下の通りです。

a 株式投資リスク(価格変動リスク、信用リスク)

ファンドは、実質的に株式に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動の影響を受けます。

株式の価格は、政治経済情勢、発行企業の業績・信用状況、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。

b 為替変動リスク

ファンドは、実質的に外貨建資産に投資するため、対円との為替変動リスクがあります。

円高局面は基準価額の下落要因、円安局面は基準価額の上昇要因となります。

c 有価証券先物取引等に伴うリスク

ファンドは、有価証券先物取引等を利用することがありますので、このような場合には、ファンドの基準価額は有価証券先物取引等の価格変動の影響を受けます。

d 流動性リスク

市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できない場合があります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

e 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク

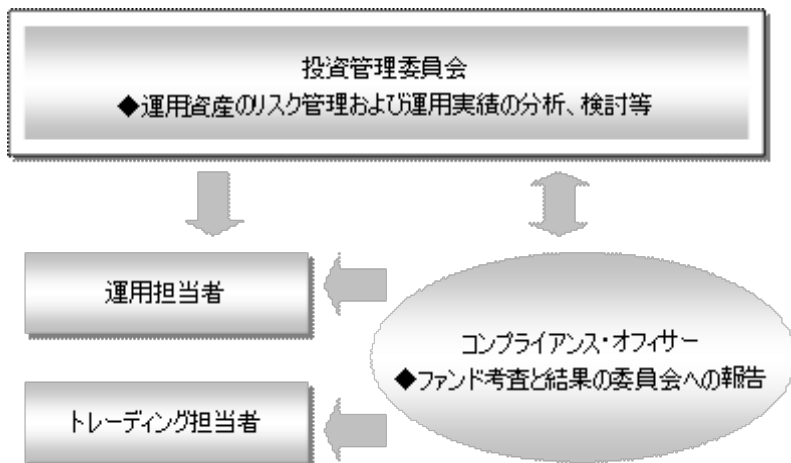
解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券等を大量に売却(先物取引等については反対売買)しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落する可能性があります。

f その他の留意点

- ・ ロンドン、フランクフルト、パリの各証券取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)がすべて休業日である日においては、取得申込みおよび解約請求はできません。
- ・ 信託財産の資金管理を円滑に行うため、1日1件10億円を超える解約はできません。また、別途、大口解約には制限を設ける場合があります。
- ・ 証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みおよび解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みおよび解約請求の受付を取消することがあります。その場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして取扱います。
- ・ ファンドは、毎決算時に原則として収益分配方針にしたがい分配を行います。分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ・ ファンドは、受益権総口数が10億口を下回るようになった場合等には、信託契約を解約し償還される場合があります。

受益権の取得申込者には、慎重な投資を行うためにファンドの投資目的およびリスクを認識することが求められます。

(2) リスク管理体制



<コンプライアンス・オフィサー>

日次でトレーディングの状況ならびに資産の組入れの状況および信託約款、法令等の遵守状況をチェックします。毎週、運用状況および信託約款、法令等の遵守状況をチェックします。

<投資管理委員会>

月次で委員会を開催してレビューを行います。コンプライアンス・オフィサーおよび担当者から、運用状況および運用資産のリスク状況ならびに運用実績等が報告され、また信託約款、法令等の遵守状況等が報告されます。問題点があれば討議し、運用担当者へ是正を求めます。

リスク管理体制は、平成21年1月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

3.15%(税抜3.0%)の手数料率を上限として、販売会社が定める率を取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。

上記は1口当たりの申込手数料です。申込手数料の総額は、これに申込口数を乗じて得た額となります。

詳しくは、委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社 電話番号03-3212-3061(受付時間：委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで(半日営業日は午前9時から正午まで)) インターネット・ホームページ<http://www.pictet.co.jp>)または販売会社にてご確認ください。

申込手数料には、消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)相当額が加算されます。

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は無手数料となります。

償還乗換優遇措置等の取扱いを行う販売会社では、一定の条件を満たした場合に申込手数料が割引または無手数料となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は、申込みの際に販売会社の定める日までに販売会社へ支払うものとなります。

(2) 【換金(解約)手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.8375% (税抜1.75%) の率を乗じて得た額とし、その配分は次の通りとします。

委託会社	純資産総額に対し年率0.8925% (税抜0.85%)
販売会社	純資産総額に対し年率0.84% (税抜0.80%)
受託会社	純資産総額に対し年率0.105% (税抜0.10%)

上記の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払うものとなります。

信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支払いのときに信託財産中から支払います。

なお、委託会社の信託報酬には、運用委託先に係る投資顧問会社への報酬が含まれています。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息およびファンドの財務諸表の監査費用(消費税等相当額を含みます。)等は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。なお、ファンドの財務諸表の監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日、合理的な金額を当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払います。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用および外国における資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。

(5) 【課税上の取扱い】

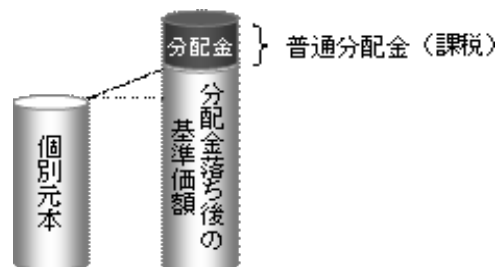
ファンドは追加型株式投資信託であり、受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時における差益(法人の受益者の場合は、個別元本超過額)が課税の対象となります。なお、収益分配金のうちの特別分配金は課税されません。

< 収益分配金の課税 >

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱い(配当所得)となる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分)の区分があります。受益者が収益分配金を受取る際、

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

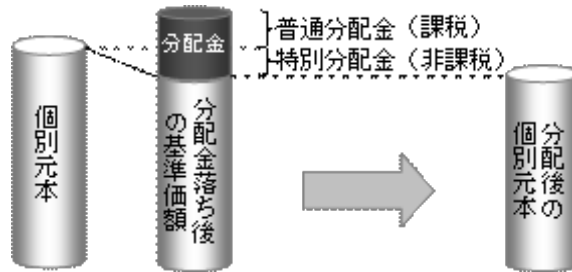
< イメージ図 >



当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

< イメージ図 >



< 個別元本について >

個別元本とは、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、保護預かりでない受益証券および記名式受益証券については各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(特別分配金については、上記の「収益分配金の課税」を参照ください。)

< 解約時および償還時の課税について >

個人の受益者の場合、解約時および償還時における差益が課税対象(譲渡所得とみなされます。)となります。

法人の受益者の場合、解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

< 個人の受益者に対する課税 >

収益分配金のうち課税扱い(配当所得)となる普通分配金における源泉徴収の税率は、平成22年12月31日までは10%(所得税7%および地方税3%)、平成23年1月1日からは20%(所得税15%および地方税5%)となります(原則として、確定申告は不要です。)

ただし、平成22年12月31日までは1年間に受取る上場株式等の配当所得(1銘柄当たりの年間の支払金額が1万円以下のものを除きます。)の合計額が100万円を超える場合には、確定申告が必要となります。この場合、総合課税または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合の税率は、100万円以下の部分については10%(所得税7%および地方税3%)、100万円を超える部分については20%(所得税15%および地方税5%)となります。

解約時および償還時における差益(譲渡所得とみなして課税されます。)に係る税率は、平成22年12月31日までは10%(所得税7%および地方税3%)となります(特定口座(源泉徴収選択口座)を利用している場合は、原則として、確定申告は不要となります。)。ただし、1年間の上場株式等の譲渡益の合計額が500万円を越える部分の税率は20%(所得税15%および地方税5%)となり、確定申告が必要となります。平成23年1月1日からは、金額にかかわらず20%(所得税15%および地方税5%)の税率が適用されます。

< 法人の受益者に対する課税 >

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、平成21年3月31日までは7%(所得税)、平成21年4月1日からは15%(所得税)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります(地方税の源泉徴収はありません。)

なお、ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

上記「課税上の取扱い」の内容は、平成21年1月末日現在の税制等に基づく内容であり、税制が改正された場合等は変更される場合があります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成21年1月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	697,992,321	100.22
現金・預金・その他資産(負債控除後)		1,543,582	0.22
合計(純資産総額)		696,448,739	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率をいいます。

(参考)ピクテ・ヨーロッパ・オープン・マザーファンド

(平成21年1月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	イギリス	208,472,227	27.42
	スイス	112,396,673	14.78
	フランス	104,522,645	13.75
	ドイツ	96,094,464	12.64
	イタリア	62,662,852	8.24
	スペイン	56,744,367	7.46
	ギリシャ	21,313,865	2.80
	ベルギー	20,614,341	2.71
	フィンランド	19,846,500	2.61
	ルクセンブルグ	18,940,414	2.49
	ノルウェー	14,287,216	1.88
	スウェーデン	9,431,521	1.24
	デンマーク	9,227,081	1.21
	小計	754,554,166	99.24
現金・預金・その他資産(負債控除後)		5,789,871	0.76
合計(純資産総額)		760,344,037	100.00

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 全銘柄明細

(平成21年1月末日現在)

銘柄名	国名	種類	数量	簿価単価(円) 簿価金額(円)	時価単価(円) 時価金額(円)	投資比率 (%)
ピクテ・ヨーロッパ・ オープン・マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	1,913,880,782	0.4020	0.3647	100.22
				769,569,755	697,992,321	
投資比率：合計						100.22

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価金額の比率をいいます。

b 種類別投資比率

(平成21年1月末日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.22
合計	100.22

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考)ピクテ・ヨーロッパ・オープン・マザーファンド

a 評価額上位30銘柄明細

(平成21年1月末日現在)

	銘柄名	国名	種類	業種	数量 (株)	簿価単価(円) 簿価金額(円)	時価単価(円) 時価金額(円)	投資 比率 (%)
1	TOTAL SA	フランス	株式	エネルギー	7,598	5,967.12 45,338,211	4,558.81 34,637,867	4.56
2	ROCHE HOLDING AG-GENUSSS	スイス	株式	医薬品・バイオ テクノ・ライフ サイエンス	2,730	13,713.73 37,438,508	12,418.44 33,902,343	4.46
3	VODAFONE GROUP PLC	イギリス	株式	電気通信 サービス	168,494	179.32 30,214,984	167.68 28,254,223	3.72
4	TELEFONICA S.A.	スペイン	株式	電気通信 サービス	17,413	1,981.33 34,501,064	1,622.04 28,244,603	3.71

5	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	イギリス	株式	エネルギー	10,927	2,805.06 30,650,982	2,278.25 24,894,455	3.27	
6	NESTLE SA-REGISTERED	スイス	株式	食品・飲料 ・タバコ	7,308	3,325.01 24,299,190	3,114.29 22,759,260	2.99	
7	BANCO SANTANDER SA	スペイン	株式	銀行	29,293	1,161.07 34,011,413	734.77 21,523,641	2.83	
8	DELHAIZE 'LE LION'	ベルギー	株式	食品・生活 必需品小売り	3,640	5,250.83 19,113,052	5,663.28 20,614,341	2.71	
9	FRESENIUS MEDICAL CARE	ドイツ	株式	ヘルスケア機 ・サービス	5,042	4,045.86 20,399,229	4,000.80 20,172,053	2.65	
10	ARCELORMITTAL	ルクセン ブルグ	株式	素材	8,753	3,725.44 32,608,811	2,163.87 18,940,414	2.49	
11	ZURICH FINANCIAL SERVICES	スイス	株式	保険	1,125	19,872.88 22,356,994	16,617.31 18,694,479	2.46	
12	RIO TINTO PLC - REG	イギリス	株式	素材	8,900	1,864.92 16,597,792	1,971.29 17,544,481	2.31	
13	ALLIANZ SE	ドイツ	株式	保険	2,115	12,619.51 26,690,283	7,862.97 16,630,185	2.19	
14	NOVARTIS AG-REG SHS	スイス	株式	医薬品・バイオ テクノ・ライフ サイエンス	4,511	4,296.48 19,381,449	3,664.33 16,529,797	2.17	
15	BG GROUP PLC	イギリス	株式	エネルギー	13,810	1,580.84 21,831,502	1,189.76 16,430,708	2.16	
16	IMRRERIAL TOBACCO GROUP PLC	イギリス	株式	食品・飲料 ・タバコ	6,943	2,389.71 16,591,771	2,364.27 16,415,169	2.16	
17	NATIONAL GRID PLC	イギリス	株式	公益事業	19,900	845.92 16,833,846	820.31 16,324,188	2.15	
18	MUENCHENER RUECKVER AG-REG	ドイツ	株式	保険	1,280	11,402.81 14,595,598	12,454.13 15,941,291	2.10	
19	ELECTRICITE DE FRANCE	フランス	株式	公益事業	3,507	7,242.57 25,399,712	4,501.04 15,785,178	2.08	
20	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	ドイツ	株式	電気通信 サービス	13,600	1,122.87 15,271,137	1,120.64 15,240,717	2.00	
21	TULLOW OIL PLC	イギリス	株式	エネルギー	17,039	1,143.34 19,481,509	887.71 15,125,799	1.99	
22	SOCIETE GENERALE-A	フランス	株式	銀行	3,911	6,534.37 25,555,947	3,840.21 15,019,089	1.98	
23	COMPASS GROUP PLC	イギリス	株式	消費者 サービス	33,541	433.13 14,527,688	431.45 14,471,537	1.90	
24	DEUTSCHE POST AG-REG	ドイツ	株式	運輸	12,688	1,752.59 22,236,863	1,118.90 14,196,705	1.87	
25	ENI SPA	イタリア	株式	エネルギー	7,100	1,720.37 12,214,636	1,977.41 14,039,653	1.85	
26	JULIUS BAER HOLDING AG-REG	スイス	株式	各種金融	4,999	5,364.02 26,814,749	2,796.66 13,980,538	1.84	
27	INTERNATIONAL POWER PLC	イギリス	株式	公益事業	40,043	509.59 20,405,564	328.44 13,151,816	1.73	
28	OPAP SA	ギリシャ	株式	消費者 サービス	4,630	2,664.12 12,334,883	2,557.83 11,842,772	1.56	
29	SCHNEIDER ELECTRIC SA	フランス	株式	資本財	2,000	6,143.90 12,287,805	5,660.97 11,321,940	1.49	
30	KONE OYJ-B	フィンランド	株式	資本財	5,844	2,630.61 15,373,332	1,876.20 10,964,554	1.44	
								投資比率：合計	72.82

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価金額の比率をいいます。

b 種類別および業種別の投資比率

(平成21年1月末日現在)

種類	業種	投資比率(%)
外国株式		99.24

内 エネルギー	13.83
内 電気通信サービス	10.51
内 銀行	9.54
内 保険	9.31
内 食品・飲料・タバコ	8.79
内 公益事業	6.99
内 消費者サービス	6.68
内 医薬品・バイオテクノ・ライフサイエンス	6.63
内 素材	5.59
内 資本財	5.50
内 運輸	3.25
内 食品・生活必需品小売り	2.71
内 各種金融	2.70
内 ヘルスケア機器・サービス	2.65
内 メディア	2.55
内 テクノロジー・ハードウェア・機器	1.17
内 商業・専用サービス	0.46
内 ソフトウェア・サービス	0.38
合計	99.24

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成21年1月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額(百万円)		基準価額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期末(平成11年6月21日)	372	379	10,057	10,257
第2期末(平成11年12月20日)	705	712	9,724	9,824
第3期末(平成12年6月20日)	1,245	1,256	10,164	10,264
第4期末(平成12年12月20日)	1,528	1,528	9,464	9,464
第5期末(平成13年6月20日)	1,429	1,429	8,581	8,581
第6期末(平成13年12月20日)	1,616	1,616	8,421	8,421
第7期末(平成14年6月20日)	1,454	1,454	7,585	7,585
第8期末(平成14年12月20日)	1,196	1,196	6,196	6,196
第9期末(平成15年6月20日)	1,079	1,079	6,925	6,925
第10期末(平成15年12月22日)	1,111	1,111	7,251	7,251
第11期末(平成16年6月21日)	1,196	1,196	7,651	7,651
第12期末(平成16年12月20日)	1,065	1,065	8,366	8,366
第13期末(平成17年6月20日)	1,023	1,023	9,132	9,132
第14期末(平成17年12月20日)	1,148	1,148	10,817	10,817
第15期末(平成18年6月20日)	1,273	1,273	11,243	11,243
第16期末(平成18年12月20日)	1,380	1,380	14,614	14,614
第17期末(平成19年6月20日)	1,858	1,858	17,137	17,137

第18期末(平成19年12月20日)	1,767	1,767	14,805	14,805
第19期末(平成20年6月20日)	1,608	1,608	12,549	12,549
第20期末(平成20年12月22日)	791	791	6,104	6,104
平成20年1月末日	1,520		12,603	
2月末日	1,597		12,701	
3月末日	1,492		11,948	
4月末日	1,611		12,840	
5月末日	1,646		13,185	
6月末日	1,478		12,094	
7月末日	1,429		11,683	
8月末日	1,383		11,278	
9月末日	1,121		9,246	
10月末日	849		6,462	
11月末日	804		6,176	
12月末日	795		6,153	
平成21年1月末日	696		5,508	

(注)純資産総額は百万円未満切捨て。分配付純資産総額は、計算期間末の純資産総額に、計算期間中に支払われた分配金の総額を加算しております。

【分配の推移】

	期間	1万口当たりの分配金
第1期	自平成10年12月30日 至平成11年6月21日	200円
第2期	自平成11年6月22日 至平成11年12月20日	100円
第3期	自平成11年12月21日 至平成12年6月20日	100円
第4期	自平成12年6月21日 至平成12年12月20日	0円
第5期	自平成12年12月21日 至平成13年6月20日	0円
第6期	自平成13年6月21日 至平成13年12月20日	0円
第7期	自平成13年12月21日 至平成14年6月20日	0円
第8期	自平成14年6月21日 至平成14年12月20日	0円
第9期	自平成14年12月21日 至平成15年6月20日	0円
第10期	自平成15年6月21日 至平成15年12月22日	0円
第11期	自平成15年12月23日 至平成16年6月21日	0円
第12期	自平成16年6月22日 至平成16年12月20日	0円
第13期	自平成16年12月21日 至平成17年6月20日	0円
第14期	自平成17年6月21日 至平成17年12月20日	0円
第15期	自平成17年12月21日 至平成18年6月20日	0円
第16期	自平成18年6月21日 至平成18年12月20日	0円
第17期	自平成18年12月21日 至平成19年6月20日	0円
第18期	自平成19年6月21日 至平成19年12月20日	0円
第19期	自平成19年12月21日 至平成20年6月20日	0円

第20期	自 平成20年 6 月21日 至 平成20年12月22日	0円
------	---------------------------------	----

【収益率の推移】

	期間	収益率(%)
第1期	自 平成10年12月30日 至 平成11年 6 月21日	2.6
第2期	自 平成11年 6 月22日 至 平成11年12月20日	2.3
第3期	自 平成11年12月21日 至 平成12年 6 月20日	5.6
第4期	自 平成12年 6 月21日 至 平成12年12月20日	6.9
第5期	自 平成12年12月21日 至 平成13年 6 月20日	9.3
第6期	自 平成13年 6 月21日 至 平成13年12月20日	1.9
第7期	自 平成13年12月21日 至 平成14年 6 月20日	9.9
第8期	自 平成14年 6 月21日 至 平成14年12月20日	18.3
第9期	自 平成14年12月21日 至 平成15年 6 月20日	11.8
第10期	自 平成15年 6 月21日 至 平成15年12月22日	4.7
第11期	自 平成15年12月23日 至 平成16年 6 月21日	5.5
第12期	自 平成16年 6 月22日 至 平成16年12月20日	9.3
第13期	自 平成16年12月21日 至 平成17年 6 月20日	9.2
第14期	自 平成17年 6 月21日 至 平成17年12月20日	18.5
第15期	自 平成17年12月21日 至 平成18年 6 月20日	3.9
第16期	自 平成18年 6 月21日 至 平成18年12月20日	30.0
第17期	自 平成18年12月21日 至 平成19年 6 月20日	17.3
第18期	自 平成19年 6 月21日 至 平成19年12月20日	13.6
第19期	自 平成19年12月21日 至 平成20年 6 月20日	15.2
第20期	自 平成20年 6 月21日 至 平成20年12月22日	51.4

(注) 収益率の計算方法：(計算期間末の基準価額(分配付) - 前計算期間末の基準価額(分配落)) ÷ 前計算期間末の基準価額(分配落) × 100

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成10年12月30日 信託契約締結、ファンドの設定および運用開始

平成19年2月26日 約款の変更によりファミリーファンド方式による運用の開始

第2【手続等】

1【申込(販売)手続等】

<申込手続き>

- ・ファンドの受益権の取得申込みは、原則として申込期間における毎営業日受付けます。ただし、ロンドン、フランクフルト、パリの各証券取引所がすべて休業日である日においては、取得申込みの受付けは行いません。
- ・取得申込みの受付けは原則として午後3時までとしますが、半日営業日の場合の受付けは午前11時までとします(取得申込みの受付けに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込みとします。)。これら受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとします。
- ・取得申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。
- ・収益分配金の受取方法により、取得申込みには次の2コース(販売会社によっては異なる名称が使用される場合があります。)があります。

一般コース : 収益分配金を受取るコース

自動けいぞく投資コース : 収益分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース

- ・取得申込みを行う投資者は、取得申込みをする際に「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、いずれかのコースを選択するものとします。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。なお、申込済みのコースの変更を行うことはできません。
- ・「自動けいぞく投資コース」を選択する場合は、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」を締結していただきます。当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。
- ・取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- ・証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付けを取消すことがあります。

<申込単位>

申込単位は、販売会社が定めるものとします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

詳しくは、委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社 電話番号03-3212-3061(受付時間:委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで(半日営業日は午前9時から正午まで)) インターネット・ホームページ<http://www.pictet.co.jp>)または販売会社にてご確認ください。

自動購入サービス契約 を利用してのご購入の場合は、当該契約に定める単位にてお申込みいただく場合があります。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。また、「自動購入サービス」等の取扱いの有無については、販売会社にご確認ください。

<申込価額>

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

<申込手数料>

3.15%(税抜3.0%)の手数料率を上限として、販売会社が定める率を取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。(申込手数料には、消費税等相当額が加算されます。)

上記は1口当たりの申込手数料です。申込手数料の総額は、これに申込口数を乗じて得た額となります。

<払込期日、払込取扱場所>

受益権の取得申込者は、申込代金を販売会社の定める日までに支払うものとします。申込代金は、取得申込みを行った販売会社へお支払いください。

2【換金(解約)手続等】

<換金手続(解約請求)>

- ・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に販売会社が定める単位をもって解約の実行を請求することができます。ただし、ロンドン、フランクフルト、パリの各証券取引所がすべて休業日である日においては、解約請求の受付は行いません。
- ・解約請求の受付は原則として午後3時までとしますが、半日営業日の場合の受付は午前11時までとします(解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の請求とします。)。これら受付時間を過ぎてからの請求は翌営業日の取扱いとします。
- ・解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。受益証券をお手許で保有されている方におかれましては、解約請求に際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。
- ・証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求の受付を取消することがあります。その場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして取扱います。

<解約価額>

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額につきましては、委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社 電話番号03-3212-3061(受付時間：委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで(半日営業日は午前9時から正午まで)))または販売会社にてご確認ください。

<解約手数料>

ありません。

<解約代金のお支払い>

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社の本・支店等で支払われます。

<大口解約の制限>

信託財産の資金管理を円滑に行うため、1日1件10億円を超える解約はできません。また、別途、大口解約には制限を設ける場合があります。

ご換金の方法について、販売会社によっては解約請求制のほかに買取請求制(販売会社が受益権を買取ることにより換金する方法)による換金を受付ける場合があります。詳しくはお申込みの販売会社にお問い合わせください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

a 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。なお、便宜上、基準価額は1万口当りに換算した価額で表示することがあります。

ファンドの主要投資対象であるマザーファンド受益証券については、計算日における基準価額で評価します。

マザーファンドの主要投資対象である株式は、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについてはそれに準ずる価額)または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価します。

b 基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

c 基準価額の照会方法

基準価額は、委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社 電話番号03-3212-3061(受付時間：委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで(半日営業日は午前9時から正午まで) インターネット・ホームページ<http://www.pictet.co.jp>)または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます(略称「ヨーロピ」)。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は、平成10年12月30日(当初設定日)から無期限です。ただし、下記の「(5)その他 a ファンドの償還条件等」に該当する場合には、信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年6月21日から12月20日までおよび12月21日から翌年6月20日までとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

a ファンドの償還条件等

)委託会社は、信託期間終了前に受益権の総口数が、10億口を下回ることとなった場合、ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、あらかじめ監督官庁に届出ることにより、ファンドを償還させることができます。

)委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

)委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、ファンドは監督官庁がファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

)受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

b 信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

c ファンドの償還等に関する開示方法

ファンドの償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、委託会社はあらかじめこれを公告し、かつ知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。この公告および書面には、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。この公告は日本経済新聞に掲載します。

d 異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの償還または信託約款の変更について重大な内容の変更を行おうとする場合、一定の期間(1ヵ月以上)内に委託会社に対して異議を述べることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、このファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。この公告は日本経済新聞に掲載します。

e 運用報告書の作成

委託会社は、計算期間終了毎および償還時に運用報告書を作成し、かつファンドに係る知られたる受益者に交付します。

f 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

g 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された募集・販売等に関する契約の有効期間は、期間満了3ヵ月前までに両者いずれからも何ら意思表示のないときは、自動的に1年間更新されます。

委託会社と投資顧問会社との間で締結された運用権限の再委託に係る契約は、3ヵ月前の書面による通知によっても終了させる事ができ、その終了の時期は当該月末とします。

2【受益者の権利等】

ファンドの受益権は、その取得口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

a 収益分配金の請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

b 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日目までの日)から受益者に支払われます。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

c 受益権の一部解約の実行請求権

受益者は、受益権の一部解約の実行を、委託会社に請求する権利を有します。

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から支払われます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。
- (3) ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期計算期間(平成19年12月21日から平成20年6月20日まで)及び第20期計算期間(平成20年6月21日から平成20年12月22日まで)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

ビクテ・ヨーロッパ・オープン

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第19期 [平成20年6月20日現在]	第20期 [平成20年12月22日現在]
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	1,623,231,676	802,096,854
未収入金	312,994	-
流動資産合計	1,623,544,670	802,096,854
資産合計		
	1,623,544,670	802,096,854
負債の部		
流動負債		
未払解約金	312,994	-
未払受託者報酬	841,318	609,485
未払委託者報酬	13,881,703	10,056,414
その他未払費用	420,596	304,680
流動負債合計	15,456,611	10,970,579
負債合計		
	15,456,611	10,970,579
純資産の部		
元本等		
元本	1,281,429,891	1,295,998,966
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	326,658,168	504,872,691
（分配準備積立金）	362,803,438	312,421,471
元本等合計	1,608,088,059	791,126,275
純資産合計		
	1,608,088,059	791,126,275
負債純資産合計		
	1,623,544,670	802,096,854

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第19期	第20期
	自 平成19年12月21日 至 平成20年 6月20日	自 平成20年 6月21日 至 平成20年12月22日
営業収益		
受取配当金	78,921	814,193
受取利息	-	276
有価証券売買等損益	264,286,021	795,023,166
その他収益	-	702,179
営業収益合計	264,207,100	793,506,518
営業費用		
受託者報酬	841,318	609,485
委託者報酬	13,881,703	10,056,414
その他費用	420,596	304,680
営業費用合計	15,143,617	10,970,579
営業損失()	279,350,717	804,477,097
経常損失()	279,350,717	804,477,097
当期純損失()	279,350,717	804,477,097
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	49,214,426	42,934,345
期首剰余金又は期首欠損金()	573,633,975	326,658,168
剰余金増加額又は欠損金減少額	107,080,824	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	107,080,824	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	123,920,340	69,988,107
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	123,920,340	45,221,788
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	24,766,319
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	326,658,168	504,872,691

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第19期 自 平成19年12月21日 至 平成20年 6月20日	第20期 自 平成20年 6月21日 至 平成20年12月22日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託 受益証券の基準価額で評価しており ます。	親投資信託受益証券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評 価方法	為替予約 為替予約の評価は、原則として、わ が国における計算期間末日の対顧 客先物売買相場の仲値によって計 算しております。	為替予約 同左
3. その他財務諸表作成のための基本 となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規 則」(平成12年総理府令第133号) 第60条、61条に基づいて、外貨建取 引の記録、及び外貨の売買を処理 しております。	(1)外貨建取引等の処理基準 同左 (2)計算期間期末の取扱い 信託約款第44条により、平成20年12月 20日及びその翌日が休日のため、当計 算期間期末を平成20年12月22日とし ております。このため当計算期間は 185日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第19期 [平成20年 6月20日現在]	第20期 [平成20年12月22日現在]
1. 元本の推移 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	1,193,818,700円 356,565,397円 268,954,206円	1,281,429,891円 201,167,533円 186,598,458円
2. 計算期間末日における受益権の 総数	1,281,429,891口	1,295,998,966口
3. 元本の欠損		貸借対照表上の純資産額が元本総額 を下回っており、その差額は 504,872,691円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第19期 自 平成19年12月21日 至 平成20年 6月20日	第20期 自 平成20年 6月21日 至 平成20年12月22日
1. 主要投資対象である親投資信託 受益証券において、信託財産の運 用の指図に係る権限の全部又は一 部を委託するために要する費用	当該親投資信託受益証券に係る信託 財産の純資産総額のうち、当ファンド に対応する部分の額の年率0.29%相 当額	同左
2. 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期 純損失金額分配後の配当等収益から 費用を控除した額(0円)、解約に伴う 当期純損失金額分配後の有価証券売 買等損益から費用を控除し、繰越欠損 金を補填した額(0円)、信託約款に規 定される収益調整金(604,933,164円) 及び分配準備積立金(362,803,438円) より分配対象収益は967,736,602円 (1万口当たり7,551.99円)ですが、分 配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期 純損失金額分配後の配当等収益から 費用を控除した額(0円)、解約に伴う 当期純損失金額分配後の有価証券売 買等損益から費用を控除し、繰越欠損 金を補填した額(0円)、信託約款に規 定される収益調整金(666,323,744円) 及び分配準備積立金(312,421,471円) より分配対象収益は978,745,215円 (1万口当たり7,552.05円)ですが、分 配を行っておりません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第19期(平成20年 6月20日現在)

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額

親投資信託受益証券	1,623,231,676円	206,869,624円
合計	1,623,231,676円	206,869,624円

第20期(平成20年12月22日現在)

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	802,096,854円	742,206,680円
合計	802,096,854円	742,206,680円

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の状況に関する事項

区分	第19期 自平成19年12月21日 至平成20年6月20日	第20期 自平成20年6月21日 至平成20年12月22日
1. 取引の内容	ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。	同左
2. 取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、外貨建有価証券等の買付代金の支払い及び保有する外貨建有価証券等の売却代金、配当利金等の受取りのため、また将来の為替の変動によるリスク回避を目的として外国為替予約を行っています。信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行い、投機的な取引は行わない方針であります。	同左
3. 取引の利用目的	デリバティブ取引は、外貨建有価証券等の買付代金の支払い及び保有する外貨建有価証券等の売却代金、配当利金等の受取りのため、また外貨建資産の為替変動リスクを回避するため外国為替予約を行っています。信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行い、安定的な利益の確保を図る目的で利用します。	同左
4. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係る主なリスクは、為替相場の変動により発生する為替変動リスクと、取引相手の信用状況の変化により発生する取引先信用リスクであります。	同左
5. 取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の管理・執行については、信託約款、法令等及び取引権限・取引限度額等を定めた社内ルールに従い、管理はコンプライアンス部門が、執行は担当者が運用部の承認を得て行っております。	同左

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(一口当たり情報に関する注記)

区分	第19期 〔平成20年6月20日現在〕	第20期 〔平成20年12月22日現在〕
一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.2549円 (12,549円)	0.6104円 (6,104円)

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式
該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	ピクテ・ヨーロピアン・オープン ・マザーファンド	1,988,834,254	802,096,854	
合計		1,988,834,254	802,096,854	

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

第4 不動産等明細表
該当事項はありません。

第5 その他特定資産の明細表
該当事項はありません。

第6 借入金明細表
該当事項はありません。

参考情報

ファンドは、「ピクテ・ヨーロピアン・オープン・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同受益証券です。
なお、同投資信託受益証券の状況は以下の通りです。

「ピクテ・ヨーロピアン・オープン・マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1)貸借対照表

区分	注記 番号	[平成20年6月20日現在]	[平成20年12月22日現在]
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		72,944,659	7,929,792
コール・ローン		31,468,601	18,488,300
株式		1,698,576,124	885,078,666
派生商品評価勘定		280	7,040
未収入金		29,915,348	13,657,535
未収配当金		6,577,214	1,981,243
未収利息		487	70
流動資産合計		1,839,482,713	927,142,646
資産合計		1,839,482,713	927,142,646
負債の部			
流動負債			
未払金		25,306,431	18,828,281
未払解約金		317,618	9,501
流動負債合計		25,624,049	18,837,782
負債合計		25,624,049	18,837,782
純資産の部			
元本等			
元本		2,216,252,891	2,252,080,423

剰余金			
剰余金又は欠損金()		402,394,227	1,343,775,559
元本等合計		1,813,858,664	908,304,864
純資産合計		1,813,858,664	908,304,864
負債純資産合計		1,839,482,713	927,142,646

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成19年12月21日 至 平成20年 6月20日	自 平成20年 6月21日 至 平成20年12月22日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについてはそれに準ずる価額)、金融商品取引所が発表する基準値段、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条、61条に基づいて、外貨建取引の記録、及び外貨の売買を処理しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	[平成20年 6月20日現在]	[平成20年12月22日現在]
1. 元本の推移		
期首相当日現在元本額	2,177,000,365円	2,216,252,891円
期中追加設定元本額	599,796,109円	353,857,145円
期中一部解約元本額	560,543,583円	318,029,613円
元本の内訳		
ピクテ・ヨーロピアン・オープン	1,983,420,915円	1,988,834,254円
ピクテ欧州株オープン(SMA専用)	232,831,976円	263,246,169円
合計	2,216,252,891円	2,252,080,423円
2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	2,216,252,891口	2,252,080,423口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は402,394,227円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,343,775,559円であります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(平成20年 6月20日現在)

種類	貸借対照表計上額
株式	1,698,576,124円
合計	1,698,576,124円

(平成20年12月22日現在)

種類	貸借対照表計上額
株式	885,078,666円
合計	885,078,666円

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の状況に関する事項

区分	自 平成19年12月21日 至 平成20年 6月20日	自 平成20年 6月21日 至 平成20年12月22日
1. 取引の内容	ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。	同左
2. 取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、外貨建有価証券等の買付代金の支払い及び保有する外貨建有価証券等の売却代金、配当利金等の受取りのため、また将来の為替の変動によるリスク回避を目的として外国為替予約を行っています。信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行い、投機的な取引は行わない方針であります。	同左
3. 取引の利用目的	デリバティブ取引は、外貨建有価証券等の買付代金の支払い及び保有する外貨建有価証券等の売却代金、配当利金等の受取りのため、また外貨建資産の為替変動リスクを回避するため外国為替予約を行っています。信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行い、安定的な利益の確保を図る目的で利用します。	同左
4. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係る主なリスクは、為替相場の変動により発生する為替変動リスクと、取引相手の信用状況の変化により発生する取引先信用リスクであります。	同左
5. 取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の管理・執行については、信託約款、法令等及び取引権限・取引限度額等を定めた社内ルールに従い、管理はコンプライアンス部門が、執行は担当者が運用部の承認を得て行っております。	同左
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

取引の時価等に関する事項

通貨関連

(平成20年 6月20日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 イギリスポンド	14,900,620		14,900,900	280
合計		14,900,620		14,900,900	280

(平成20年12月22日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 イギリスポンド ユーロ	3,359,250 125,970		3,366,250 126,010	7,000 40
合計		3,485,220		3,492,260	7,040

(注)時価の算定方法

・為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

(1) 計算期間末日において予約為替の受渡日(以下、当該日という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当

該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

(2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値を元に算出したレートにより評価しております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(一口当たり情報に関する注記)

区分	〔平成20年6月20日現在〕	〔平成20年12月22日現在〕
一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	0.8184円 (8,184円)	0.4033円 (4,033円)

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

通貨	銘柄	株式数	評価単価	評価金額	備考
イギリス ポンド	TULLOW OIL PLC	19,920	6.34	126,292.80	
	BRITISH AMERICAN TOB	1,951	17.40	33,947.40	
	IMPERIAL TOBACCO GRO	8,054	17.43	140,381.22	
	COMPASS GROUP PLC	29,441	3.32	97,744.12	
	HSBC HOLDINGS	15,200	6.13	93,138.00	
	INTERNATIONAL POWER	40,043	2.34	93,500.40	
	PRUDENTIAL PLC	24,570	3.77	92,628.90	
	RIO TINTO PLC - REG	8,900	14.29	127,181.00	
	BG GROUP PLC	13,810	9.18	126,706.75	
	CARNIVAL PLC	5,766	14.96	86,259.36	
	ADMIRAL GROUP PLC	6,782	9.19	62,326.58	
	NATIONAL GRID PLC	13,700	6.72	92,064.00	
	VODAFONE GROUP PLC	179,512	1.30	233,275.84	
	BBA AVIATION PLC	27,512	0.73	20,083.76	
	WHITBREAD PLC	10,540	9.16	96,546.40	
	DE LA RUE PLC	4,597	9.30	42,729.11	
	通貨小計 (邦貨換算)	410,298		1,564,805.64 (210,732,375)	
	銘柄数	16銘柄			
スイス フラン	ZURICH FIN SERVICES	1,098	225.00	247,050.00	
	NOVARTIS AG-REG SHS	5,649	52.05	294,030.45	
	ROCHE HOLDING AG-GEN	3,485	160.00	557,600.00	
	NESTLE SA-REGISTERED	7,866	40.80	320,932.80	
	JULIUS BAER HOLDING	5,856	39.00	228,384.00	
	CIE FINANCIERE RICHE	3,192	20.08	64,095.36	
		通貨小計 (邦貨換算)	27,146		1,712,092.61 (140,237,505)
	銘柄数	6銘柄			
スウェーデン クローネ	MODERN TIMES GROUP-B	6,057	160.00	969,120.00	
	通貨小計 (邦貨換算)	6,057		969,120.00 (11,270,865)	
	銘柄数	1銘柄			
ノルウェー クローネ	TELENOR ASA	18,100	44.00	796,400.00	
	通貨小計 (邦貨換算)	18,100		796,400.00 (10,273,560)	
	銘柄数	1銘柄			

デンマーク クローネ	CARLSBERG AS-B	3,127	175.00	547,225.00	
	通貨小計 (邦貨換算)	3,127		547,225.00	
	銘柄数	1銘柄		(9,264,519)	
ユーロ	UNICREDIT SPA	72,612	1.63	118,308.18	
	DANIELI & CO-RNC	9,920	4.73	46,959.89	
	DELHAIZE 'LE LION'	4,038	44.31	178,923.78	
	DEUTSCHE POST AG-REG	12,688	11.24	142,613.12	
	NAT'L BANK OF GREECE	7,751	11.72	90,841.72	
	SCHNEIDER ELECTRIC	1,300	54.28	70,557.50	
	E.ON AG	3,370	26.76	90,181.20	
	FRESENIUS MEDICAL CA	5,042	33.00	166,386.00	
	ALLIANZ SE	2,027	70.33	142,558.91	
	MUENCHENER RUECK-REG	1,260	106.30	133,938.00	
	BANCO SANTANDER SA	35,181	6.85	240,989.85	
	TELEFONICA S.A.	19,511	16.10	314,127.10	
	SOL MELIA SA	15,287	4.49	68,638.63	
	K+S AG	1,356	37.62	51,012.72	
	DEUTSCHE TELEKOM REG	13,100	10.84	141,938.50	
	SOCIETE GENERALE-A	4,996	36.02	179,955.92	
	FONDIARIA-SAI SPA	13,358	7.94	106,093.77	
	GROUPE DANONE	2,300	43.95	101,085.00	
	OPAP SA	6,529	21.52	140,504.08	
	ENI SPA	7,100	17.13	121,642.24	
	ASTALDI SPA	14,548	3.97	57,762.10	
	ATLANTIA SPA	6,100	13.16	80,257.63	
	ARCELORMITTAL	7,944	17.76	141,085.44	
	ROYAL DUTCH SHELL-A	11,951	19.03	227,427.53	
	KONE OYJ-B	6,624	14.52	96,180.48	
	EUTELSAT COMMUNICATI	6,560	17.20	112,832.00	
	ELECTRICITE DE FRANC	3,670	41.64	152,818.80	
	TOTAL SA	7,598	39.58	300,690.85	
	VINCI SA	3,556	29.48	104,813.10	
	BANCO POPOLARE SPA	14,430	5.02	72,368.32	
通貨小計 (邦貨換算)	321,707		3,993,492.36		
銘柄数	30銘柄		(503,299,842)		
合計	〔うち外国証券〕	786,435		885,078,666	
	銘柄数	786,435		〔885,078,666〕	
		55銘柄			

株式以外の有価証券
該当事項はありません。

(注)

1. 各通貨毎の小計欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における〔 〕内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算の合計額であり内数で表示してあります。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入証券時価比率	合計額に対する比率
イギリスポンド	株式 16銘柄	100.0%	23.8%
スイスフラン	株式 6銘柄	100.0%	15.8%
スウェーデンクローネ	株式 1銘柄	100.0%	1.3%
ノルウェークローネ	株式 1銘柄	100.0%	1.2%
デンマーククローネ	株式 1銘柄	100.0%	1.0%
ユーロ	株式 30銘柄	100.0%	56.9%

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

2【ファンドの現況】

純資産額計算書

(平成21年1月末日現在)

資産総額	699,454,936円
負債総額	3,006,197円
純資産総額(-)	696,448,739円
発行済数量	1,264,412,541口
1万口当たり純資産額(/)	5,508円

(参考)ピクテ・ヨーロピアン・オープン・マザーファンド

(平成21年1月末日現在)

資産総額	771,801,008円
負債総額	11,456,971円
純資産総額(-)	760,344,037円
発行済数量	2,084,789,937口
1万口当たり純資産額(/)	3,647円

第5【設定及び解約の実績】

下記計算期間の日本国内における設定総額・解約総額は次の通りです。

	設定総額(元本)	解約総額(元本)
第1期	372,838,154	2,536,406
第2期	377,894,065	22,601,148
第3期	680,258,223	180,559,355
第4期	421,313,524	30,990,282
第5期	122,069,790	71,571,944
第6期	320,259,017	66,185,206
第7期	110,268,424	112,298,409
第8期	58,533,914	45,628,307
第9期	43,662,291	415,630,538
第10期	40,094,889	66,776,108
第11期	117,149,358	85,268,793
第12期	42,323,914	332,588,920
第13期	62,549,099	216,200,364
第14期	235,790,458	294,269,571
第15期	315,883,155	245,388,967
第16期	117,178,621	304,680,624
第17期	510,281,696	370,932,287
第18期	286,723,649	177,146,312
第19期	356,565,397	268,954,206
第20期	201,167,533	186,598,458

(注)設定総額には、当初募集総額を含みます。

第三部【特別情報】**第1【委託会社等の概況】****1【委託会社等の概況】****(1) 資本金の額**

平成21年1月末日現在 2億円

委託会社が発行する株式の総数 10,000株

発行済株式総数 800株

最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構**a 経営の意思決定機構**

定款に基づき、3名以上の取締役が株主総会において選任され、会社運営します。議決権を行使することができる株主の議決権の過半数にあたる議決権を有する株主が出席した株主総会において、取締役を選任します。

b 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構である投資政策委員会において、運用政策の基本方針の審議ないし決定が行われます。

投資政策委員会は、常務取締役、チーフインベストメントオフィサー、ポートフォリオマネージャーの他社長が指名する者をもって構成します。投資政策委員会は月1回開催されますが、必要に応じて臨時の投資政策委員会が随時招集されます。

また、投資方針ならびに投資制限条項との関連での妥当性等を分析、管理する機関として投資管理委員会を設置しています。投資管理委員会は、常務取締役、業務統括部長その他社長が指名する者をもって構成します。投資管理委員会は月1回開催されますが、必要に応じて臨時の投資管理委員会が随時招集されます。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業を行っています。

平成21年1月末日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託は次の通りです。(ただし、マザーファンドを除きます。)

種類		本数	純資産総額(円)	
追加型投信	国内	株式	6	27,095,841,267
	海外	株式	11	30,584,536,306
		債券	10	192,650,484,869
	内外	株式	8	1,203,719,014,485
		資産複合	8	140,489,305,576
合計		43	1,594,539,182,503	

種類は、社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類です。

3【委託会社等の経理状況】

(1) 当社の財務諸表は、第22期事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、旧「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」(平成12年総理府令第129号)に基づいて作成しております。

なお、第23期事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

(2) 当社は、旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、第22期事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)の財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)の財務諸表については、あらた監査法人の監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期事業年度の中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の中間財務諸表については、あらた監査法人の中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

		第22期 (平成19年3月31日現在)			第23期 (平成20年3月31日現在)		
資 産 の 部							
区 分	注記 番号	内 訳	金 額	構 成 比	内 訳	金 額	構 成 比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産							
現金			440			-	
預金			5,471,609			-	
現金・預金			-			10,916,637	
前払費用			22,511			48,560	
未収入金			5,295			523	
未収委託者報酬			2,133,450			2,332,200	
未収収益	1		583,693			445,653	
繰延税金資産			182,602			255,860	
その他			5,140			17,016	
流動資産計			8,404,744	92.2		14,016,454	93.9
固定資産							
有形固定資産			210,948	2.3		183,058	1.2
建物付属設備	2	114,023			99,297		
器具備品	2	96,925			83,760		
無形固定資産			31,919	0.3		59,326	0.4
ソフトウェア	3	23,860			48,992		
その他		8,059			10,334		
投資その他の資産			471,068	5.2		665,245	4.5
投資有価証券		6,033			1,105		
長期前払費用		-			17,418		
長期差入保証金		94,497			124,833		
敷金		80,080			49,424		
繰延税金資産		290,457			472,464		
固定資産計			713,937	7.8		907,631	6.1
資 産 合 計			9,118,681	100.0		14,924,085	100.0

		第22期 (平成19年3月31日現在)			第23期 (平成20年3月31日現在)		
負債の部							
区分	注記 番号	内 訳	金 額	構成比	内 訳	金 額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債							
預り金			218,878			198,004	
未払金			1,836,969			1,899,790	
未払手数料		1,155,180			1,239,881		
その他未払金	1	681,788			659,910		
未払法人税等			2,114,981			2,701,564	
未払消費税			264,041			330,134	
賞与引当金			50,475			124,830	
役員賞与引当金			82,368			38,820	
流動負債計			4,567,712	50.1		5,293,144	35.5
固定負債							
退職給付引当金			331,237			454,641	
役員退職慰労引当金			382,525			706,495	
固定負債計			713,762	7.8		1,161,137	7.8
負債合計			5,281,475	57.9		6,454,281	43.3
純資産の部							
区分	注記 番号	内 訳	金 額	構成比	内 訳	金 額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
株主資本							
資本金			200,000	2.2		200,000	1.3
利益剰余金			3,637,245	39.9		8,269,800	55.4
利益準備金					40,000		
その他利益剰余金		3,637,245			8,229,800		
繰越利益剰余金		3,637,245			8,229,800		
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			39	0.0		2	0.0
純資産合計			3,837,205	42.1		8,469,803	56.7
負債・純資産合計			9,118,681	100.0		14,924,085	100.0

（２）【損益計算書】

		第22期 自平成18年4月1日 至平成19年3月31日			第23期 自平成19年4月1日 至平成20年3月31日				
区分		注記 番号	内 訳	金 額	構成比	内 訳	金 額	構成比	
			千円	千円	%	千円	千円	%	
経 常 損 益 の 部	営業収益								
	委託者報酬			19,273,115			33,974,650		
	その他営業収益	1		1,681,699			1,684,678		
	営業収益計			20,954,815	100.0		35,659,329	100.0	
	営業費用								
	支払手数料				11,649,209			20,964,032	
	広告宣伝費				156,017			176,032	
	受益証券発行費				16,196			-	
	調査費				1,405,995			2,117,955	
	調査費			40,711			55,270		
	委託調査費	1		1,365,283			2,062,685		
	委託計算費				177,306			210,905	
	営業雑経費				316,468			414,374	
	通信費			24,612			32,951		
	印刷費			267,728			352,262		
	諸会費			8,888			16,862		
	図書費			2,101			2,174		
	諸経費			13,138			10,122		
	営業費用計				13,721,194	65.5		23,883,299	67.0
	一般管理費								
	給料				1,567,495			1,987,451	
	役員報酬	2		110,840			96,588		
	給料・手当			619,778			1,050,733		
	役員賞与			86,971			-		
	賞与			22,801			118,516		
	賞与引当金繰入			342,338			499,971		
	役員賞与引当金繰入			384,764			221,641		
	旅費交通費				70,497			94,853	
	租税公課				39,970			69,454	
	不動産賃借料				137,831			180,227	
退職給付費用				63,302			124,291		
役員退職慰労引当金繰入				275,504			323,969		
固定資産減価償却費				44,993			60,912		
消耗器具備品費				39,209			18,711		
人材採用費				62,001			73,437		
修繕維持費				31,134			21,346		
諸経費				72,612			177,198		
一般管理費計				2,404,553	11.4		3,131,855	8.8	
営業利益				4,829,067	23.1		8,644,173	24.2	
営業外収益									
受取利息				1,751			14,775		
受取配当金				30			-		
その他				474			1,486		
営業外収益計				2,255	0.0		16,261	0.0	
営業外費用									
支払手数料				9,174			14,402		
その他				-			347		
営業外費用計				9,174	0.0		14,749	0.0	

	経常利益			4,822,148	23.0		8,645,685	24.2
特別 損 益 の 部	特別利益							
	投資有価証券売却益			13,529			644	
	特別利益計			13,529	0.1		644	0.0
	特別損失							
	固定資産除却損	3		-			429	
	特別損失計			-			429	0.0
	税引前当期純利益			4,835,677	23.1		8,645,900	24.2
	法人税等	4		2,421,016	11.6		-	-
	法人税、住民税及び事業税			-	-		3,868,639	10.8
	法人税等調整額			218,626	1.0		255,294	0.8
	当期純利益			2,633,287	12.6		5,032,555	14.1

（３）【株主資本等変動計算書】

第22期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・ 換算差額 等合計	
		その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計				
平成18年3月31日残高 (千円)	200,000	1,003,957	1,003,957	1,203,957	171	171	1,204,128
事業年度中の変動額							
当期純利益	-	2,633,287	2,633,287	2,633,287	-	-	2,633,287
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	210	210	210
事業年度中の変動額合計 (千円)	-	2,633,287	2,633,287	2,633,287	210	210	2,633,077
平成19年3月31日残高 (千円)	200,000	3,637,245	3,637,245	3,837,245	39	39	3,837,205

第23期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・ 換算差額 等合計		
		利益 準備金	その他の 利益剰余金 繰越利益 剰余金					利益 剰余金 合計
平成19年3月31日残高	200,000		3,637,245	3,637,245	3,837,245	39	39	3,837,205
事業年度中の変動額								
利益準備金の積立	-	40,000	40,000	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	400,000	400,000	400,000	-	-	400,000
当期純利益	-	-	5,032,555	5,032,555	5,032,555	-	-	5,032,555
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	41	41	41
事業年度中の変動額合計	-	40,000	4,592,555	4,632,555	4,632,555	41	41	4,632,596
平成20年3月31日残高	200,000	40,000	8,229,800	8,269,800	8,469,800	2	2	8,469,803

重要な会計方針

区分	第22期 自平成18年4月1日 至平成19年3月31日	第23期 自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 其他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価 法（評価差額は全部純資産直入法に より処理し、売却原価は移動平均法に より算定）を採用しております。	(1) 其他有価証券 時価のあるもの 同左

2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。</p> <p>(会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。当該変更による営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報) 法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 当該変更による営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により算出した額を計上しております。貸倒懸念債権等はありません。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、支出見込額の当期負担分を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充てるため、支出見込額の当期負担分を計上しております。 (追加情報) 「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第4号）が平成17年11月29日に公表されたことに伴い、役員賞与を発生時に会計処理することとしております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職金支給に充てるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 なお、当社は従業員300人未満の企業に該当することから、簡便法を採用し、退職一時金制度について退職給付に係る期末要支給額を退職給付債務とする方法によっております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、当社内規に基づき、当会計期間末要支給額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 役員賞与引当金 同左</p> <p>(4) 退職給付引当金 同左</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 同左</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(1) 消費税等の会計処理 同左</p>

会計処理方法の変更

第22期 自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日	第23期 自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日
<p>（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準） 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は3,837,205千円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>	

表示方法の変更

第22期 自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日	第23期 自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日
<p>（貸借対照表）</p> <p>（損益計算書）</p>	<p>（貸借対照表） 「金融商品取引業に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）の別紙様式に基づき、前事業年度において「現金」及び「預金」として掲記されていたものは、当事業年度より「現金・預金」と表示しております。</p> <p>（損益計算書） 「金融商品取引業に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）の別紙様式に基づき、前事業年度において「法人税等」として掲記されていたものは、当事業年度より「法人税、住民税及び事業税」と表示しております。</p>

注記事項

（貸借対照表関係）

第22期 自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日	第23期 自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日
<p>1 関係会社に対する主要なものは次のとおりであります。</p> <p>未収収益 193,642千円</p> <p>未払金 488,883千円</p> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物付属設備 14,416千円</p> <p>器具備品 45,163千円</p> <p>3 無形固定資産の減価償却累計額</p> <p>ソフトウェア 5,630千円</p>	<p>1</p> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物付属設備 31,201千円</p> <p>器具備品 80,221千円</p> <p>3</p>

（損益計算書関係）

第22期 自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日	第23期 自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日
<p>1 関係会社に対する主要なものは次のとおりであります。</p> <p>その他営業収益 561,592千円</p> <p>委託調査費 1,365,283千円</p> <p>2 役員報酬の範囲額</p> <p>取締役年額 1,000,000千円以内</p> <p>監査役年額 50,000千円以内</p> <p>3</p>	<p>1</p> <p>2</p> <p>3 固定資産除却損は次のとおりであります。</p> <p>器具備品 429千円</p>

4 法人税等 法人税等には、法人税、住民税及び事業税が含まれて おります。	4
---	---

(株主資本等変動計算書関係)

第22期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第21期事業年度末 株式数 (株)	第22期事業年度 増加株式数 (株)	第22期事業年度 減少株式数 (株)	第22期事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	800	-	-	800
合計	800	-	-	800

2. 配当に関する事項

(1) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月22日 定時株主総会	普通株式	400,000	利益剰余金	500,000	平成19年3月31日	平成19年6月25日

第23期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第22期事業年度末 株式数 (株)	第23期事業年度 増加株式数 (株)	第23期事業年度 減少株式数 (株)	第23期事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	800	-	-	800
合計	800	-	-	800

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月22日 定時株主総会	普通株式	400,000	利益剰余金	500,000	平成19年3月31日	平成19年6月25日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

次のとおり決議を予定しております。

(決議)	株式の種類	配当の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	3,000,000	利益剰余金	3,750,000	平成20年3月31日	平成20年6月26日

(リース取引関係)

第22期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）

当社は、重要なリース取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第23期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

当社は、重要なリース取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(有価証券関係)

第22期（平成19年3月31日現在）

1. その他有価証券で時価のあるもの

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)

貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	1,100	1,155	55
	小計	1,100	1,155	55
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	5,000	4,878	122
	小計	5,000	4,878	122
合計		6,100	6,033	67

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
114,729	13,529	-

第23期（平成20年3月31日現在）

1. その他有価証券で時価のあるもの

区分	種類	取得原価 （千円）	貸借対照表計上額 （千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	100	133	33
	小計	100	133	33
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	1,000	971	28
	小計	1,000	971	28
合計		1,100	1,105	5

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
6,644	644	-

（デリバティブ取引関係）

第22期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第23期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

区分	第22期 （平成19年3月31日現在）	第23期 （平成20年3月31日現在）
1. 採用している退職給付制度の概要	当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。	同左
2. 退職給付債務の額	331,237千円	454,641千円
退職給付引当金の額	331,237千円	454,641千円
3. 退職給付費用	63,302千円	124,291千円

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

区分	第22期 （平成19年3月31日）	第23期 （平成20年3月31日）
繰延税金資産		
退職給付引当金損金算入限度超過額	290,430千円	472,466千円
未払事業税否認	157,733千円	201,467千円
賞与引当金損金算入限度超過額	20,538千円	50,793千円
その他	4,358千円	3,599千円
繰延税金資産小計	473,060千円	728,327千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額	-	2千円

繰延税金負債小計	-	2千円
繰延税金資産合計(純額)	473,060千円	728,325千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

区分	第22期 (平成19年3月31日)	第23期 (平成20年3月31日)
法定実効税率	40.7%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
(調整)		
交際費等永久に損金算入されない項目	4.0%	
住民税均等割等	0.8%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.5%	

(関連当事者との取引関係)

第22期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社	ビクテアンドシー	スイス、ジュネーブ	パートナーシップ制のため資本金はなし	銀行	-	兼任1名	投資運用の委託契約	運用手数料の支払(注1)	585,410	未払金	188,295

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社	ビクテアセットマネージメントリミテッド	英国、ロンドン	959,789	資産運用会社	-	兼任1名	投資運用の委託契約	運用手数料の支払(注1)	779,873	未払金	300,588
その他の関係会社	ビクテアンドシー(ヨーロッパ)エスエー	ルクセンブルグ	CHF50,000,000	銀行	-	-	投資運用の受託契約	運用手数料の受取(注1)	456,436	未収益	112,698

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 運用手数料の收受・支払いについては、ファンド毎の契約運用資産に一定比率を乗じて決定しております。

第23期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

(1) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	ビクテアセットマネージメントエスエー	スイス、ジュネーブ	CHF10,000,000	資産運用会社	-	-	投資運用の受託契約	運用手数料の受取(注1)	101,411	未収益	21,208
							投資運用の委託契約	運用手数料の支払(注1)	1,263,820	未払金	300,475
親会社の子会社	ビクテアセットマネージメントリミテッド	英国、ロンドン	959,789	資産運用会社	-	兼任1名	投資運用の受託契約	運用手数料の受取(注1)	89,965	未収益	41,340
							投資運用の委託契約	運用手数料の支払(注1)	798,865	未払金	171,385

親会社 の子会社	ビクテ アンド シー (ヨーロッパ) エスエー	ルクセン ブルグ	CHF50,000,000	銀行	-	-	投資 運用の 受託 契約	運用 手数料 の受取 (注1)	148,662	未収 収益	5,166
-------------	-------------------------------------	-------------	---------------	----	---	---	-----------------------	--------------------------	---------	----------	-------

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 運用手数料の收受・支払いについては、ファンド毎の契約運用資産に一定比率を乗じて決定しております。

(1株当たり情報)

第22期事業年度 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日		第23期事業年度 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	
1株当たり純資産額	4,796,507円04銭	1株当たり純資産額	10,587,254円20銭
1株当たり当期純利益	3,291,609円48銭	1株当たり当期純利益	6,290,694円11銭
損益計算書上当期純利益	2,633,287千円	損益計算書上当期純利益	5,032,555千円
1株当たり当期純利益の算定に 用いられた当期純利益	2,633,287千円	1株当たり当期純利益の算定に 用いられた当期純利益	5,032,555千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	800株	普通株式	800株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載していません。	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第24期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)	
資 産 の 部			
区分	注記 番号	金額	
(資産の部)		千円	
流動資産			
現金・預金		5,567,209	
信託預金		2,998,496	
未収委託者報酬		2,032,925	
未収収益		447,164	
繰延税金資産		203,377	
その他		109,588	
	流動資産計	11,358,760	
固定資産			
有形固定資産	1	323,259	
無形固定資産		71,077	
投資その他の資産			
繰延税金資産		495,617	
その他		288,605	
	固定資産計	1,178,560	
資産合計		12,537,320	

		第24期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)	
負 債 の 部			
区分	注記 番号	金額	
(負債の部)		千円	
流動負債			
未払金		1,811,198	
未払法人税等		1,514,294	
賞与引当金		213,789	
役員賞与引当金		77,162	
その他		71,967	
	流動負債計	3,688,412	
固定負債			
退職給付引当金		498,819	
役員退職慰労引当金		719,212	
	固定負債計	1,218,031	
負債合計		4,906,444	
純資産の部			
区分	注記 番号	金額	
(純資産の部)		千円	
株主資本			
資本金		200,000	
利益剰余金			
利益準備金		50,000	
その他利益剰余金			

繰越利益剰余金		7,380,876
利益剰余金合計		7,430,876
株主資本合計		7,630,876
純資産合計		7,630,876
負債・純資産合計		12,537,320

(2) 中間損益計算書

		第24期中間会計期間 自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日
区分	注記 番号	金額
		千円
営業収益		
委託者報酬		14,829,453
その他営業収益		569,807
営業収益計		15,399,260
営業費用及び一般管理費	1	11,686,409
営業利益		3,712,850
営業外収益	2	12,053
営業外費用	3	14,560
経常利益		3,710,344
特別利益		88
特別損失	4	31,269
税引前中間純利益		3,679,163
法人税、住民税及び事業税		1,488,754
法人税等調整額		29,333
中間純利益		2,161,075

(3) 中間株主資本等変動計算書

		第24期中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)
株主資本		
資本金		
前期末残高		200,000
当中間期変動額		
新株の発行		-
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		200,000
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高		40,000
当中間期変動額		
利益準備金積立		10,000
当中間期変動額合計		10,000
当中間期末残高		50,000
その他の利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高		8,229,800
当中間期変動額		
利益準備金積立		10,000

剰余金の配当	3,000,000
中間純利益	2,161,075
当中間期変動額合計	848,925
当中間期末残高	7,380,876
利益剰余金合計	
前期末合計	8,269,800
当中間期変動額	
剰余金の配当	3,000,000
中間純利益	2,161,075
当中間期変動額合計	838,925
当中間期末残高	7,430,876
株主資本合計	
前期末合計	8,469,800
当中間期変動額	
剰余金の配当	3,000,000
中間純利益	2,161,075
当中間期変動額合計	838,925
当中間期末残高	7,630,876
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末合計	2
当中間期変動額	
株主資本以外の金額の 当中間期変動額（純額）	2
当中間期変動額合計	2
当中間期末残高	-
評価・換算差額等合計	
前期末合計	2
当中間期変動額	
株主資本以外の金額の 当中間期変動額（純額）	2
当中間期変動額合計	2
当中間期末残高	-
純資産合計	
前期末合計	8,469,803
当中間期変動額	
剰余金の配当	3,000,000
中間純利益	2,161,075
株主資本以外の金額の 当中間期変動額（純額）	2
当中間期変動額合計	838,927
当中間期末残高	7,630,876

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

区分	第24期中間会計期間 自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日
----	--

1. 資産の評価基準及び評価方法	(1)有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定率法により償却しております。 (2)無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。
3. 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により算出した額を計上しております。貸倒懸念債権等はありません。 (2)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、支出見込額の当中間会計期間負担分を計上しております。 (3)役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充てるため、支出見込額の当中間会計期間負担分を計上しております。 (4)退職給付引当金 従業員の退職金支給に充てるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 なお、当社は従業員300人未満の企業に該当することから、簡便法を採用し、退職一時金制度について退職給付に係る当中間会計期間末要支給額を退職給付債務とする方法によっております。 (5)役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、当社内規に基づき、当中間会計期間末要支給額を計上しております。
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

区分	第24期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)
1 有形固定資産の減価償却累計額	126,979千円
2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額の重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

区分	第24期中間会計期間 自平成20年4月1日 至平成20年9月30日	
1 減価償却実施額	有形固定資産	27,456千円
	無形固定資産	7,601千円
2 営業外収益のうち主要なもの	受取利息	11,386千円
3 営業外費用のうち主要なもの	支払手数料	11,191千円
4 特別損失のうち主要なもの	固定資産除却損	30,153千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第24期中間会計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第23期事業年度末 株式数 (株)	第24期中間会計期間 増加株式数 (株)	第24期中間会計期間 減少株式数 (株)	第24期中間会計期間 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	800	-	-	800
合計	800	-	-	800

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	3,000,000	3,750,000	平成20年3月31日	平成20年6月26日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの
該当事項はありません。

(リース取引関係)

第24期中間会計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）

当社は、重要なリース取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(有価証券関係)

第24期中間会計期間末（平成20年9月30日現在）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第24期中間会計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第24期中間会計期間 自平成20年4月1日 至平成20年9月30日	
1株当たり純資産額	9,538,595円44銭
1株当たり中間純利益	2,701,344円99銭
中間損益計算書上の中間純利益	2,161,075千円
1株当たり中間純利益の算定 に用いられた普通株式にかかる中間純利益	2,161,075千円
差額	-
期中平均株式数	
普通株式	800株
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載していません。	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。およびにおいて同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

およびに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】**(1)定款の変更**

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)事業譲渡または事業譲受

委託会社が事業の全部または一部を譲渡しようとするときは、当該期日の一月前までに、その旨を公告するとともに、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示したうえ、遅滞なくその旨を内閣総理大臣に届出ます。

(3)訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実および与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】****(1)受託会社**

名称	資本金の額	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

平成20年9月末日現在

<再信託受託会社の概要>

名称	資本金の額	事業の内容
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

平成20年9月末日現在

(再信託の目的)

原信託契約に係る信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2)販売会社

名称	資本金の額	事業の内容

カブドットコム証券株式会社(注1) 株式会社SBI証券 オリックス証券株式会社 楽天証券株式会社 いちよし証券株式会社(注2) 日興コーディアル証券株式会社	7,196百万円 47,937百万円 3,000百万円 7,445百万円 14,577百万円 100,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社北陸銀行(注1) 株式会社みずほ銀行(注3) 株式会社千葉銀行	140,409百万円 650,000百万円 145,069百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
中央三井信託銀行株式会社(注1) 三菱UFJ信託銀行株式会社 みずほ信託銀行株式会社(注4)	379,197百万円 324,279百万円 247,231百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

平成20年9月末日現在。

(注1)カブドットコム証券株式会社、株式会社北陸銀行、中央三井信託銀行株式会社では、新規買付けのお申込みは取扱いません。

(注2)「ファンド・ラップアカウント MyStar」に係る契約に基づいて申込等の取扱を行います。

(注3)株式会社みずほ銀行では、既契約者の定時・定額購入によるお申込みを除き、新規の募集・販売の取扱いは行ないません。

(注4)みずほ信託銀行株式会社では、新規販売は行っておらず、換金のみ受け付けております。自動けいぞく投資コースの場合の分配金再投資は行われます。

(3)投資顧問会社

名称	資本金の額	事業の内容
ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド	959,789英ポンド (122百万円)	英国籍の法人であり、内外の有価証券等に係る投資顧問業務およびその業務に付随する一切の業務を営んでいます。

平成21年1月末日現在、英ポンドの円貨換算は、平成21年1月末日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1英ポンド=127.18円)によります。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

(2)販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

(3)投資顧問会社

委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、株式に関する運用の指図を行います。

3【資本関係】

(1)受託会社

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

(3)投資顧問会社

委託会社と投資顧問会社の最終的な株主はピクテ・アンド・シーのパートナーです。

第3【参考情報】

当計算期間において下記の書類を関東財務局長に提出しています。

平成20年7月1日提出 有価証券届出書の訂正届出書

平成20年9月19日提出 有価証券報告書

平成20年9月19日提出 有価証券届出書

独立監査人の監査報告書

平成21年2月18日

ピクテ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているピクテ・ヨーロッパ・オープンの平成20年6月21日から平成20年12月22日までまでの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクテ・ヨーロッパ・オープンの平成20年12月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ピクテ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書\(23期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月23日

ピクテ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピクテ投信投資顧問株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクテ投信投資顧問株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（24期中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月18日

ピクテ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピクテ投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ピクテ投信投資顧問株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（23期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年8月20日

ピクテ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているピクテ・ヨーロッパ・オープンの平成19年12月21日から平成20年6月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクテ・ヨーロッパ・オープンの平成20年6月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ピクテ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書\(22期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月22日

ピクテ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

代表社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピクテ投信投資顧問株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクテ投信投資顧問株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。